

定期点検委託設計書

業 務 年 度 ・ 番 号	令和 8 年度 県住管委託 第 1 号
業 務 名	和歌山県住宅供給公社管内県営住宅に係る建築基準法第12条に基づく定期点検委託業務
業 務 場 所	和歌山市西庄 外 地内
完 成 期 日 (日 数)	令和 年 月 日 (120 日間)

設 計 金 額	(当 初)金	円
	(前回変更)金	円
	(今回変更)金	円

委 託 概 要	定期点検対象施設					
	施設名	名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	備考
	(別 紙)					
		上記建物の定期点検業務				

監督員	上野山 耕平
-----	--------

No.2 和歌山県住宅供給公社管内県営住宅に係る建築基準法第12条に基づく定期点検委託業務

番号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
①	敷地・構造点検費		1	式			
	(建築基準法第12条2項に基づく定期点検)						
②	建築設備点検費		1	式			
	(建築基準法第12条4項に基づく定期点検)						
③	防火設備点検費		1	式			
	(建築基準法第12条4項に基づく定期点検)						
④	業務価格		1	式			
	=①+②+③						
	消費税相当額	10%	1	式			
	点検委託料		1	式			
	=④+消費税相当額						

No.3

番号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	敷地・構造点検費 (建築基準法第12条2項に基づく定期点検 外壁全面打診を除く)						
A	(計算式) 直接人件費		1	式			
B	直接物品費		1	式			
C	業務管理費		1	式			
D	一般管理費		1	式			
	合計		1	式			
	= (A+B+C+D)						

No.4

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	敷地・構造点検費 内訳						
	(建築基準法第12条2項に基づく定期点検 外壁全面打診を除く)						
1	鴨沼団地		1	式			延べ面積(㎡) 9,313.86
2	栄谷団地		1	式			13,606.89
3	千旦第二団地		1	式			7,087.52
4	延時団地		1	式			7,353.60
5	長山団地		1	式			14,105.66
6	和歌山東団地		1	式			6,744.84
7	東松江団地		1	式			7,855.81
8	野上団地		1	式			1,699.78
9	徳田団地		1	式			2,379.00
10	糸我団地		1	式			3,188.00
11	宮原団地		1	式			1,560.00
	小計						74,894.96

No.5

番号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	建築設備点検費 (建築基準法第12条4項に基づく定期点検)						
A	(計算式) 直接人件費		1	式			
B	直接物品費		1	式			
C	業務管理費		1	式			
D	一般管理費		1	式			
	= (A+B+C+D)						
	合計		1	式			
	= (A+B+C+D)						

No.6

番 号	名 称	内 容	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
	建築設備点検費 内訳 (建築基準法第12条4項に基づく定期点検)							
								延べ面積(m ²)
1	今福第二団地	非常照明有	1	式				12,051.36
2	川永団地	非常照明有	1	式				24,730.41
3	千旦団地	非常照明有	1	式				15,548.59
4	鴨沼団地	非常照明有	1	式				9,313.86
5	栄谷団地		1	式				13,606.89
6	千旦第二団地		1	式				7,087.52
7	延時団地		1	式				7,353.60
8	西脇グリーン団地	非常照明有	1	式				26,783.02
9	長山団地	非常照明有	1	式				14,105.66
10	和歌山東団地	非常照明有	1	式				6,744.84
11	三葛団地		1	式				7,629.19
12	東松江団地	非常照明有	1	式				7,855.81
13	楠見団地		1	式				12,952.26
14	野上団地		1	式				1,699.78
15	小畑団地		1	式				2,062.40
16	雄湊団地	非常照明有	1	式				6,068.69
17	ニューかわなが団地	非常照明有	1	式				15,487.30
18	宮前駅前団地	非常照明有	1	式				3,869.08
19	城北団地	非常照明有	1	式				5,578.23
20	紀伊団地	非常照明有	1	式				12,026.51
21	今福第一団地	非常照明有	1	式				3,330.83
22	海南あつそ団地	非常照明有	1	式				2,974.81
23	海南駅前団地	非常照明有	1	式				3,378.88
24	西浜団地	非常照明有	1	式				5,484.98
25	青木団地		1	式				2,344.00
26	吉原団地		1	式				1,534.00
27	徳田団地		1	式				2,379.00
28	糸我団地		1	式				3,188.00
29	宮原団地		1	式				1,560.00
30	港団地		1	式				4,364.00
31	糸野団地		1	式				1,423.00
32	御殿場団地		1	式				2,573.00
33	野 団地	非常照明有	1	式				3,217.92
34	みゆきつじ団地	非常照明有	1	式				2,095.53
	小計							

No.7

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	防火設備点検費						
	(建築基準法第12条4項に基づく定期点検)						
A	(計算式) 直接人件費		1	式			
B	直接物品費		1	式			
C	業務管理費		1	式			
D	一般管理費		1	式			
	合計		1	式			
	= (A+B+C+D)						

No.8

番号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	防火設備点検費 内訳 (建築基準法第12条4項に基づく定期点検)						
1	川永団地 1号棟	耐火クロススクリーン	24	ヶ所			
2	川永団地 17～24号棟	防火扉(随時閉鎖)	32	ヶ所			
3	千旦団地 10号棟	防火扉(随時閉鎖)	6	ヶ所			
4	鴨沼団地 7号棟	防火扉(随時閉鎖)	1	ヶ所			
5	和歌山東団地	防火扉(随時閉鎖)	13	ヶ所			
6	東松江団地	防火扉(随時閉鎖)	9	ヶ所			
7	城北団地	防火扉(随時閉鎖)	13	ヶ所			
8	紀伊団地	防火扉(随時閉鎖)	18	ヶ所			
9	西浜団地	防火扉(随時閉鎖)	7	ヶ所			
10	西浜団地	耐火クロススクリーン	7	ヶ所			
11	みゆきつじ団地	防火扉(随時閉鎖)	3	ヶ所			
	小計						

和歌山県住宅供給公社管内県営住宅に係る建築基準法第12条に基づく
定期点検委託業務仕様書

I 総則

- 1 本仕様書は、建築基準法第12条第2項及び第4項（昇降機以外の建築設備）に基づく定期点検委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の受託者は、本仕様書に基づき業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督員の指示に従うものとする。
- 3 本業務の一部を他の者に委任しようとする場合は、事前に委託者の承諾を受けなければならない。
- 4 本業務の着手の際、必要な点検資格者証の原本を監督員に提示し、確認を受けなければならない。
- 5 委託者は、本業務の遂行上必要な資料のうち、委託者が所有するものを受託者に貸与することができる。なお、受託者は、貸与を受けた資料の取り扱いに十分注意をし、本業務の完了後は、速やかに返却しなければならない。
- 6 受託者は、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し、監督員の指示を受けなければならない。
- 7 受託者は、委託者の求めに応じて、本業務の実施過程の成果を速やかに、提出しなければならない。
- 8 本業務は次の基準書（最新版）に基づき実施しなければならない。なお、必要な基準書は、受託者の負担において備えるものとする。
 - 一 特定建築物定期調査業務基準（一財）日本建築防災協会
 - 二 建築設備定期検査業務基準書（一財）日本建築設備・昇降機センター
 - 三 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（一財）建築保全センター
- 9 本業務に必要な法令に基づく届出等については、受託者が行うこと。

II 業務の内容

- 1 本業務の履行期間は、契約の日から120日間とする。
- 2 本業務対象施設及び点検項目は、別紙のとおりとする。
- 3 本業務の内容については、次のとおりとする。

（1）委託業務内容

建築基準法第12条第2項及び第4項（昇降機以外の建築設備）に基づく定期点検（宿舍及び共同住宅の住戸内を除く。）を行い、下記の書類を作成する。

- 一 定期点検結果報告書（様式－1）
- 二 定期点検結果表（様式－2 建築物の敷地及び構造、建築設備及び防火設備）

※建築物毎に作成すること。

- 三 定期点検結果図（別添1様式 敷地及び構造、建築設備及び防火設備）
配置図、各階平面図及び立面図に注記すべき内容を記載すること。
- 四 写真（別添2様式 敷地及び構造、建築設備及び防火設備）

点検状況写真を添付すること。

また、R5年度改正により新たに報告対象となった事務所等（階数が3以上で延べ面積が200㎡を超え、階数4以下又は延べ面積1,000㎡以下）を点検する際は、報告対象建築物が堅穴区画の適合対象であるかどうかを調査し、様式ー1の該当欄にてその結果を記入すること。

(2) 定期点検結果報告書

Ⅱ、3（1）に示す書類の全ての項目について記入すること。

(3) 定期点検結果表

- 一 点検は、関係法規及び条例に基づき、安全、防災及び衛生に重点をおいて行うこと。
- 二 点検は、目視点検、軽打、指触又は機器による測定等により行うこと。
- 三 使用する測定機器は、十分に補正された物を使用すること。
- 四 防火設備その他の建築設備については、保守状況についても確認すること。
- 五 法令に基づく点検記録があるものは、その内容を確認のうえ点検を省略することができる。
- 六 要是正の項目は、必ず写真を添付すること。
- 七 外壁仕上げの打診調査は、平屋建築物のみ全面を行い、その他については安全に手の届く範囲について行うこと。
- 八 仕様書に数量の明記が無い防火設備については、監督員と協議のうえ、点検結果を要是正とすることができる。

(4) 定期点検結果図

定期点検の結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置（設備機器含む）と内容を図面に要領よく記載する。

(5) 点検資格者

定期点検は、次に示す資格を有する者が自ら行うこと。

- 一 一級建築士
- 二 二級建築士
- 三 特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者（特定建築物の敷地及び構造の部位に限る。（常時閉鎖式の防火設備及び外壁の開口部に設けられる防火設備を含む。））
- 四 建築設備検査員資格者証の交付を受けた者（特定建築物の昇降機以外の建築設備に限る。（国土交通大臣が定めた防火設備（防火ダンパー）を含む。））
- 五 防火設備検査員資格者証の交付を受けた者（前2号以外の随時閉鎖式の防火設備に限る。）

(6) 点検の結果に基づく技術的助言

点検の結果及びその内容をⅡ、3.（1）の書類により報告すること。

なお、改善が必要な項目については、委託者に十分説明のうえ、その対策に必要な工事概算見積もり書を報告書に添付すること。

4 本業務の成果品は、次のとおりとする。

成果品等	サイズ	提出 部数	摘要
定期点検結果報告書	A 4	2 部	Excel（一部Word）形式及びPDF形式の電子ファイルを作成
点検資格者証の写し	A 4	2 部	
点検状況写真	A 4	2 部	点検対象建物と点検資格者が同時に判別できるよう写ったもの。
定期点検結果表	A 4	2 部	Excel形式及びPDF形式の電子ファイルを作成
定期点検結果図	A 3	2 部	JWW形式及びPDF形式の電子ファイルを作成
関係写真	A 4	2 部	カラー印刷、Excel形式の電子ファイルを作成
打合簿等	A 4	2 部	
測定器具の写真	A 4	2 部	
電子データ	—	2 部	上記成果物の電子データをDVD-ROMまたはUSBで提出

成果品は、今後の維持管理業務で、使用することがある。

成果品は、A 4 ファイル綴りに整理し、提出すること。

打合簿等については、和歌山県・土木工事請負必携の様式を使用すること。

5 その他

- (1) 当該施設の運営に支障を及ぼさないよう十分に打合せを行い、実施すること。
- (2) 容易に出入りできない、地中にある等により、点検に支障がある場合は、監督員と協議の上、省略できるものとする。
- (3) 以前に行った成果品の図面データがある場合は、使用することができる。

施設名称 (棟別)	住 所	点検項目	用 途	延床面積	構 造	階 数	竣工年	随時閉鎖式の 防火設備内訳		過去の点検 資料の有無	図面の有無	
								防火扉	耐火 クロススクリーン		データの 有無	
今福第二団地 1号棟	和歌山市今福3丁目6 ー22	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	3,778.52	RC	8	H20			■	■	■
今福第二団地 2号棟	和歌山市今福3丁目6 ー22	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,593.10	RC	4	H21			■	■	■
今福第二団地 3号棟	和歌山市今福3丁目6 ー22	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,157.62	RC	4	H21			■	■	■
今福第二団地 4号棟	和歌山市今福3丁目6 ー22	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,532.04	RC	4	H24			■	■	■
今福第二団地 5号棟	和歌山市今福3丁目6 ー22	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,843.92	RC	7	H24			■	■	■
今福第二団地 集会所	和歌山市今福3丁目6 ー22	敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	146.16	RC	1	H22			■	■	■
		敷地・構造 建築設備								□	□	□
川永団地 1号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	10,466.35	RC	12	H27		24	■	■	■
川永団地 2号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	5,590.92	RC	6	H29			■	■	■
川永団地 17号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S44	4		■	■	■
川永団地 18号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S44	4		■	■	■
川永団地 19号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S44	4		■	■	■
川永団地 20号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S44	4		■	■	■
川永団地 21号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S44	4		■	■	■
川永団地 22号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S44	4		■	■	■
川永団地 23号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S45	4		■	■	■
川永団地 24号棟	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,065.18	RC	4	S45	4		■	■	■
川永団地 集会所	和歌山市島51ー2	敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	151.70	RC	1	S45			■	■	■
		敷地・構造 建築設備								□	□	□
千旦団地 1号棟	和歌山市井ノ口562	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC		S46			■	■	■
千旦団地 2号棟	和歌山市井ノ口562	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC		S46			■	■	■
千旦団地 3号棟	和歌山市井ノ口562	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 4号棟	和歌山市井ノ口562	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 5号棟	和歌山市井ノ口562	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 6号棟	和歌山市祢宜1341 ー3	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 7号棟	和歌山市祢宜1341 ー3	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.76	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 8号棟	和歌山市祢宜1341 ー3	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,188.48	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 9号棟	和歌山市祢宜1341 ー3	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,188.48	RC	4	S46			■	■	■
千旦団地 10号棟	和歌山市祢宜1341 ー3	敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	5,180.81	RC	6	H16	6		■	■	■
千旦団地 集会所	和歌山市井ノ口562	敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	54.50	RC	4	S46			■	■	■
		敷地・構造 建築設備								□	□	□
鴨沼団地 1号棟	岩出市吉田392ー8	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,188.48	RC	4	S47			■	■	■
鴨沼団地 2号棟	岩出市吉田392ー8	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,188.48	RC	4	S46			■	■	■
鴨沼団地 3号棟	岩出市吉田392ー8	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,188.48	RC	4	S46			■	■	■

(注意)
① 敷地・構造とは建築基準法第12条2項にかかる点検内容をいう(外壁全面打診を除く)。
② 建築設備とは建築基準法第12条4項にかかる点検内容をいう。
③ 用途は敷地単位の主な用途をいう。
※ 断面図一部無、立面図無

施設名称 (棟別)	住 所	点検項目	用 途	延床面積	構 造	階 数	新築日付	随時閉鎖式の 防火設備内訳		過去の点検 資料の有無	図面の有無	
								防火扉	耐火 クロススクリーン		データの 有無	
鴨沼団地 4号棟	岩出市吉田３９２－８	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,133.52	ＲＣ	4	S46			■	■	■
鴨沼団地 5号棟	岩出市吉田３９２－８	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,188.48	ＲＣ	4	H16			■	■	■
鴨沼団地 6号棟	岩出市吉田３９２－８	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	982.98	ＲＣ	3	H10			■	■	■
鴨沼団地 7号棟	岩出市吉田３９２－８	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,391.94	ＲＣ	5	H11	1		■	■	■
鴨沼団地 集会所	岩出市吉田３９２－８	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	51.50	ＲＣ	1	S48			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
栄谷団地 1号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,193.02	ＲＣ	4	S48			■	■	■
栄谷団地 2号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,193.02	ＲＣ	4	S48			■	■	■
栄谷団地 3号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,301.88	ＲＣ	4	S49			■	■	■
栄谷団地 4号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,301.88	ＲＣ	4	S49			■	■	■
栄谷団地 5号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,305.70	ＲＣ	4	S49			■	■	■
栄谷団地 6号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,305.70	ＲＣ	4	S50			■	■	■
栄谷団地 7号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,352.86	ＲＣ	4	S50			■	■	■
栄谷団地 8号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,803.81	ＲＣ	4	S50			■	■	■
栄谷団地 9号棟	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,397.76	ＲＣ	4	S51			■	■	■
栄谷団地 10号棟	和歌山市栄谷１６４	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,397.76	ＲＣ	4	S51			■	■	■
栄谷団地 集会所	和歌山市栄谷６０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	53.50	ＲＣ	1	S51			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
千旦第二団地 1号棟	和歌山市称宜１３７８－１	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,246.20	ＲＣ	5	S52			■	■	■
千旦第二団地 2号棟	和歌山市称宜１３７８－１	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,492.40	ＲＣ	5	S52			■	■	■
千旦第二団地 3号棟	和歌山市称宜１３７８－１	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,425.12	ＲＣ	4	S52			■	■	■
千旦第二団地 4号棟	和歌山市称宜１３７８－１	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,869.30	ＲＣ	5	S52			■	■	■
千旦第二団地 集会所	和歌山市称宜１３７８－１	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	54.50	ＲＣ	1	S52			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
延時団地 1号棟	和歌山市延時１３０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,599.60	ＲＣ	5	S53			■	■	■
延時団地 2号棟	和歌山市延時１３０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,652.00	ＲＣ	5	S54			■	■	■
延時団地 3号棟	和歌山市延時１３０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,047.50	ＲＣ	5	S54			■	■	■
延時団地 集会所	和歌山市延時１３０	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	54.50	ＲＣ	1	S54			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
西脇グリーン団地 1号棟	和歌山市西庄１５５	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,112.96	ＲＣ	4	S55			■	■	■
西脇グリーン団地 2号棟	和歌山市西庄１５５	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,023.68	ＲＣ	4	S55			■	■	■
西脇グリーン団地 3号棟	和歌山市西庄１５５	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,023.68	ＲＣ	4	S55			■	■	■
西脇グリーン団地 4号棟	和歌山市西庄１５５	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,127.84	ＲＣ	4	S56			■	■	■
西脇グリーン団地 5号棟	和歌山市西庄１５５	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	2,112.96	ＲＣ	4	S55			■	■	■

(注意)
① 敷地・構造とは建築基準法第１２条２項にかかる点検内容をいう（外壁全面打診を除く）。
② 建築設備とは建築基準法第１２条４項にかかる点検内容をいう。
③ 用途は敷地単位の主な用途をいう。
※ 断面図一部無、立面図無

施設名称	住 所	点検項目	用 途	延床面積	構 造	階 数	新築日付	随時閉鎖式の 防火設備内訳		過去の点検 資料の有無	図面の有無	
								防火扉	耐火 クロススクリーン		データの 有無	
西脇グリーン団地 6号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,584.72	R C	4	S55			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 7号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,517.76	R C	4	S55			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 8号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,595.88	R C	4	S56			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 9号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,056.48	R C	4	S56			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 10号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,237.29	R C	4	S55			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 11号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,604.10	R C	4	S57			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 12号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,559.04	R C	4	S56			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 13号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,035.36	R C	4	S56			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 14号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,759.54	R C	4	S57			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 15号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,077.41	R C	4	S57			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 16号棟	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	2,154.82	R C	4	S57			■	■	■
		☒ 建築設備										
西脇グリーン団地 集会所	和歌山市西庄 1 5 5	☐ 敷地・構造	集会所	199.50	R C	1	S56			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
長山団地 1号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－6	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,517.76	R C	4	S55			■	■	■
長山団地 2号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－6	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,553.04	R C	4	S56			■	■	■
長山団地 3号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－6	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,064.54	R C	4	S57			■	■	■
長山団地 4号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－6	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,064.54	R C	4	S57			■	■	■
長山団地 5号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－5	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,120.24	R C	4	S58			■	■	■
長山団地 6号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－5	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,075.36	R C	4	S58			■	■	■
長山団地 7号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－5	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,076.84	R C	4	S59			■	■	■
長山団地 8号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－5	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,076.84	R C	4	S60			■	■	■
長山団地 9号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－5	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,649.00	R C	4	S60			■	■	■
長山団地 10号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－2	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,403.75	R C	5	S57			■	■	■
長山団地 11号棟	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－5	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	1,403.75	R C	5	S58			■	■	■
長山団地 集会所	紀の川市貴志川町長山 2 7 7－6	☒ 敷地・構造	集会所	100.00	R C	4	S58			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
和歌山東団地 1号棟	和歌山市太田 1 0 3－ 1	☒ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	6,744.84	R C	7	S58	13		■	■	■
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
三葛団地 1号棟	和歌山市三葛 4 8 4－ 1	☐ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	2,794.55	R C	5	S59			■	■	■
三葛団地 2号棟	和歌山市三葛 4 8 4－ 1	☐ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	2,095.92	R C	5	S59			■	■	■
三葛団地 3号棟	和歌山市三葛 4 8 4－ 1	☐ 敷地・構造 ☒ 建築設備	共同住宅	2,666.72	R C	5	S60			■	■	■
三葛団地 集会所	和歌山市三葛 4 8 4－ 1	☐ 敷地・構造	集会所	72.00	R C	1	S59			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										

(注意)
① 敷地・構造とは建築基準法第 1 2 条 2 項にかかる点検内容をいう（外壁全面打診を除く）。
② 建築設備とは建築基準法第 1 2 条 4 項にかかる点検内容をいう。
③ 用途は敷地単位の主な用途をいう。
※ 断面図一部無、立面図無

施設名称	住 所	点検項目	用 途	延床面積	構 造	階 数	新築日付	随時閉鎖式の 防火設備内訳		過去の点検 資料の有無	図面の有無	
								防火扉	耐火 クロススクリーン		データの 有無	
東松江団地 1号棟	和歌山市松江東4丁目 6－28	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	7,763.71	R C	9	S61	9		■	■	■
東松江団地 集会所	和歌山市松江東4丁目 6－28	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	92.10	R C	1	S61			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
楠見団地 1号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	832.85	R C	3	S63			■	■	■
楠見団地 2号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	808.02	R C	3	S63			■	■	■
楠見団地 3号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	775.86	R C	3	S63			■	■	■
楠見団地 4号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,051.54	R C	3	S63			■	■	■
楠見団地 5号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	775.86	R C	3	S63			■	■	■
楠見団地 6号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	816.31	R C	3	H02			■	■	■
楠見団地 7号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	838.70	R C	3	H02			■	■	■
楠見団地 8号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	783.69	R C	3	H02			■	■	■
楠見団地 9号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,033.60	R C	3	H02			■	■	■
楠見団地 10号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	408.16	R C	3	H02			■	■	■
楠見団地 11号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	862.35	R C	3	H02			■	■	■
楠見団地 12号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,175.51	R C	3	H03			■	■	■
楠見団地 13号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	816.29	R C	3	H03			■	■	■
楠見団地 14号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	816.29	R C	3	H03			■	■	■
楠見団地 15号棟	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,057.23	R C	3	H03			■	■	■
楠見団地 集会所	和歌山市大谷46－3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	100.00	R C	3	H02			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
野上団地 1号棟	海草郡紀美野町小畑8 34－56	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	419.44	R C	3	H01			■	■	■
野上団地 2号棟	海草郡紀美野町小畑8 34－56	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	430.45	R C	3	H01			■	■	■
野上団地 3号棟	海草郡紀美野町小畑8 34－56	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	419.44	R C	3	H01			■	■	■
野上団地 4号棟	海草郡紀美野町小畑8 34－56	■ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	430.45	R C	3	H01			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
小畑団地 1号棟	海草郡紀美野町小畑5 70－1	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,968.40	R C	5	H05			■	■	■
小畑団地 集会所	海草郡紀美野町小畑5 70－1	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	集会所	94.00	R C	1	H05			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
雄湊団地 1号棟	和歌山市男野芝丁3	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	6,068.69	S R C	9	H06			■	■	■
		□ 敷地・構造 □ 建築設備								□	□	□
ニューかわなが団地 1号棟	和歌山市島105－2	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	4,367.95	R C	7	H06			■	■	■
ニューかわなが団地 2号棟	和歌山市島51－10	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	3,138.25	R C	4	H06			■	■	■
ニューかわなが団地 3号棟	和歌山市宇田森9－6	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	1,816.79	R C	4	H07			■	■	■
ニューかわなが団地 4号棟	和歌山市宇田森9－5	□ 敷地・構造 ■ 建築設備	共同住宅	3,028.18	R C	7	H07			■	■	■

(注意)
① 敷地・構造とは建築基準法第12条2項にかかる点検内容をいう（外壁全面打診を除く）。
② 建築設備とは建築基準法第12条4項にかかる点検内容をいう。
③ 用途は敷地単位の主な用途をいう。
※ 断面図一部無、立面図無

施設名称	住 所	点検項目	用 途	延床面積	構 造	階 数	新築日付	随時閉鎖式の 防火設備内訳		過去の点検 資料の有無	図面の有無	
								防火扉	耐火 クロススクリーン		データの 有無	
ニューかわなが団地 5号棟	和歌山市島5 1－2	☐ 敷地・構造	共同住宅	3,136.13	R C	4	H09			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
宮前駅前団地 1号棟	和歌山市北中島1丁目 4－4	☐ 敷地・構造	共同住宅	3,869.08	R C	8	H07			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
城北団地 1号棟	和歌山市八番丁8	☐ 敷地・構造	共同住宅	5,578.23	S R C	13	H10	13		■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
紀伊団地 1号棟	和歌山市弘西1 0 4 2 －8	☐ 敷地・構造	共同住宅	12,026.51	R C	9	H10	18		■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
今福第一団地 1号棟	和歌山市今福2丁目3 －4 5	☐ 敷地・構造	共同住宅	3,330.83	R C	4	H11			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
海南あっそ団地 1号棟	海南市且来4 0 9－5	☐ 敷地・構造	共同住宅	2,974.81	R C	5	H11			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
海南駅前団地 1号棟	海南市日方1 5 0 0－ 6	☐ 敷地・構造	共同住宅	3,378.88	R C	8	H11			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
西浜団地 1号棟	和歌山市西浜1丁目6 －4 0	☐ 敷地・構造	共同住宅	5,484.98	R C	7	H15	7	7	■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										

(注意)
① 敷地・構造とは建築基準法第12条2項にかかる点検内容をいう（外壁全面打診を除く）。
② 建築設備とは建築基準法第12条4項にかかる点検内容をいう。
③ 用途は敷地単位の主な用途をいう。
※ 断面図一部無、立面図無

施設名称	住 所	点検項目	用 途	延床面積	構 造	階 数	新築日付	随時閉鎖式の 防火設備内訳		過去の点検 資料の有無	図面の有無	
								防火扉	耐火 クロススクリーン		データの 有無	
青木団地 1号棟	有田郡湯浅町湯浅2 1 0 1	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,122.00	R C	4	S48			■	■	■
		☒ 建築設備										
青木団地 2号棟	有田郡湯浅町湯浅2 1 0 1	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,203.00	R C	4	S49			■	■	■
		☒ 建築設備										
青木団地 集会所	有田郡湯浅町湯浅2 1 0 1	☐ 敷地・構造	集会所	19.00	R C	1	S49			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
吉原団地 1号棟	有田郡有田川町吉原3 4 3－1	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,534.00	R C	4	S62			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
徳田団地 1号棟	有田郡有田川町徳田1 4 4 6	☒ 敷地・構造	共同住宅	1,176.00	R C	4	S48			■	■	■
		☒ 建築設備										
徳田団地 2号棟	有田郡有田川町徳田1 4 4 6	☒ 敷地・構造	共同住宅	1,203.00	R C	4	S49			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
糸我団地 1号棟	有田市糸我町西5 3	☒ 敷地・構造	共同住宅	1,368.00	R C	4	S51			■	■	■
		☒ 建築設備										
糸我団地 2号棟	有田市糸我町西5 3	☒ 敷地・構造	共同住宅	1,781.00	R C	4	S51			■	■	■
		☒ 建築設備										
糸我団地 集会所	有田市糸我町西5 3	☒ 敷地・構造	集会所	39.00	R C	1	S51			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
宮原団地 1号棟	有田市宮原町新町2 9 8－1	☒ 敷地・構造	共同住宅	1,518.00	R C	4	S54			■	■	■
		☒ 建築設備										
宮原団地 集会所	有田市宮原町新町2 9 8－1	☒ 敷地・構造	集会所	42.00	R C	1	S54			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
港 団地 1号棟	有田市港町7 9 3－1 0	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,657.00	R C	5	S58			■	■	■
		☒ 建築設備										
港 団地 2号棟	有田市港町7 9 3－1 0	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,320.00	R C	5	S59			■	■	■
		☒ 建築設備										
港 団地 3号棟	有田市港町7 9 3－1 0	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,320.00	R C	5	S59			■	■	■
		☒ 建築設備										
港 団地 集会所	有田市港町7 9 3－1 0	☐ 敷地・構造	集会所	67.00	R C	1	S59			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
糸野団地 1号棟	有田郡有田川町糸野3 9 8－2	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,423.00	R C	4	S52			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
御殿場団地 1号棟	有田郡湯浅町山田1 9 1 6－1	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,518.00	R C	4	S54			■	■	■
		☒ 建築設備										
御殿場団地 2号棟	有田郡湯浅町山田1 9 1 6－1	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,012.00	R C	4	S55			■	■	■
		☒ 建築設備										
御殿場団地 集会所	有田郡湯浅町山田1 9 1 6－1	☐ 敷地・構造	集会所	43.00	R C	1	S55			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
野 団地 1号棟	橋本市野124-7	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,553.04	R C	4	S57			■	■	■
		☒ 建築設備										
野 団地 2号棟	橋本市野124-7	☐ 敷地・構造	共同住宅	1,595.88	R C	4	S56			■	■	■
		☒ 建築設備										
野 団地 集会所	橋本市野124-7	☐ 敷地・構造	集会所	69.00	R C	1	S57			■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
みゆきつじ 1号棟	橋本市御幸辻41-3	☐ 敷地・構造	共同住宅	2,095.53	R C	3	H14	3		■	■	■
		☒ 建築設備										
		☐ 敷地・構造		252,402.95						□	□	□
		☐ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										
		☐ 敷地・構造								□	□	□
		☐ 建築設備										

(注意)

- ① 敷地・構造とは建築基準法第12条2項にかかる点検内容をいう（外壁全面打診を除く）。
② 建築設備とは建築基準法第

定 期 点 検 結 果 報 告 書

(☐ 敷地・構造等
☐ 建築設備等（昇降機、遊戯施設を除く）)

年 月 日

和歌山県知事 様

受託者住所
受託者名
代表者名

建築基準法第 1 2 条第 2 項、第 4 項に基づく定期点検の結果を報告します。

1 点検対象施設

名 称	
所在地	和歌山県

2 点検者 (代表となる点検者 ①)

資格等	() 建築士 特定建築物調査員 建築設備検査員 防火設備検査員	() 登録 第 号 第 号 第 号 第 号
氏名のフリガナ 氏名		
所属	() 建築士事務所	() 知事登録 第 号
郵便番号		
所在地		
電話番号		
その他の点検者の有無	☐ 有	☐ 無

3 対象建築物概要 (代表となる建築物 ①)

主要用途	
構造・階数	
延べ面積	
竣工年月	

4 定期点検概要

点検年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで		
指摘の内容	☐ 要是正の指摘有り (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし		
指摘の概要			
特記事項の有無	☐ 有 ☐ 無		
点検履歴	前回	敷地・構造：	年 月 日 建築設備： 年 月 日
	前々回	敷地・構造：	年 月 日 建築設備： 年 月 日

5 点検対象防火設備の内訳

防火設備の種類	仕様書別紙に記載の数	点検対象数	点検実施数	備 考
防火扉				
防火シャッター				
耐火クロススクリーン				
ドレンチャー等				

6 備考

定 期 点 検 結 果 報 告 書

その他の点検者 ②

資格等	() 建築士	() 登録	第	号
	特定建築物調査員		第	号
	建築設備検査員		第	号
	防火設備検査員		第	号
氏名のフリガナ 氏名				
所属	() 建築士事務所	() 知事登録	第	号
郵便番号				
所在地				
電話番号				

その他の点検者 ③

資格等	() 建築士	() 登録	第	号
	特定建築物調査員		第	号
	建築設備検査員		第	号
	防火設備検査員		第	号
氏名のフリガナ 氏名				
所属	() 建築士事務所	() 知事登録	第	号
郵便番号				
所在地				
電話番号				

その他の点検者 ④

資格等	() 建築士	() 登録	第	号
	特定建築物調査員		第	号
	建築設備検査員		第	号
	防火設備検査員		第	号
氏名のフリガナ 氏名				
所属	() 建築士事務所	() 知事登録	第	号
郵便番号				
所在地				
電話番号				

その他の点検者 ⑤

資格等	() 建築士	() 登録	第	号
	特定建築物調査員		第	号
	建築設備検査員		第	号
	防火設備検査員		第	号
氏名のフリガナ 氏名				
所属	() 建築士事務所	() 知事登録	第	号
郵便番号				
所在地				
電話番号				

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域
☐ その他 () ☐ 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m^2

【ニ. 建築面積】 m^2 (建築基準法に拠る)

【ホ. 延べ面積】 m^2 (建築基準法に拠る)

【3. 用途別床面積】

①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

(床面積の合計) (m^2)

②病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等

(床面積の合計) (m^2)

③学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ施設の練習場

(床面積の合計) (m^2)

④百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が 10 m^2 以内のものを除く)。

(床面積の合計) (m^2)

⑤倉庫

(床面積の合計) (m^2)

⑥自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ

(床面積の合計) (m^2)

⑦事務所その他これに類する用途に供する建築

(床面積の合計) (m^2)

【4. 性能検証法等の適用】

☐ 耐火性能検証法 ☐ 防火区画検証法
☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法
☐ その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年 月 日 概要 ()

年 月 日 概要 ()

年 月 日 概要 ()

昭和・平成 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☐ 有 (☐ 各階平面図あり) ☐ 無

【ロ. 確認済証】 ☐ 有 ☐ 無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 検査済証】 ☐ 有 ☐ 無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☐ 有 ☐ 無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 対象外

【7. 備考】

(第三面)

点検等の概要

【1. 点検の状況】

【イ. 今回の点検】 年 月 日 実施
【ロ. 前回の点検】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施
【ハ. 建築設備の点検】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施
【ニ. 昇降機等の点検】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施
【ホ. 防火設備の点検】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 ☐ 有 (飛散防止措置無) ()
☐ 有 (飛散防止措置有) ()
☐ 無
【ロ. 措置予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 ☐ 有 ☐ 無 (年 月に実施予定) ☐ 対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】 ☐ 有 ☐ 無 (年 月に実施予定) ☐ 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 ☐ 有 ☐ 無
【ロ. 不具合等の記録】 ☐ 有 ☐ 無
【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定)
☐ 予定なし

【6. 備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。建築物とは1の建築物（建築基準法施行令第1条第1号）を指します。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑦ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑧ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

- ⑩ 6 欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 6 欄の「ニ」は、⑨に準じて記入してください。
- ⑫ 6 欄の「ホ」は、建築基準法第 8 条第 2 項に規定する維持保全に関する準則又は計画若しくは、国家機関の建築物及びその附属施設の保全に関する基準に基づく保全計画について記入してください。
- ⑬ 6 欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑭ 建築基準法第 86 条の 8 の規定の適用を受けている場合において、7 欄にその旨を記載してください。
- ⑮ ここに書き表せない事項で特に記録すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。

3. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の点検を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1 欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1 欄の「ハ」から「ホ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第 3 条第 2 項（同法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3 欄は、建築基準法第 28 条の 2 の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

4. 第四面関係

- ① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の 2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
（建築物の敷地及び構造）

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格		
	代表となる点検者					
	その他の点検者					
建物番号						
番号	点 検 項 目			点検結果		備考
				指摘なし	要是正 既 存 不適格	
1 敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2 建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外壁	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3 屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	点 検 項 目		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
				既 存 不 適 格		
4 建築物の内部						
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)	壁の室内に面する部分	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(20)		一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(21)			部材の劣化及び損傷の状況			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)		の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況			
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況			
(28)			防火扉又は戸の開放方向			
(29)			常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉を除く。）又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況			
(30)			各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況			
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(32)			常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況			
(33)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	
(34)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況					
(35)	警報設備		警報設備の設置の状況			
(36)			警報設備の劣化及び損傷の状況			
(37)	スプリンクラー設備 （令和6年国道交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備）		スプリンクラー設備の設置の状況			
(38)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況			

番号	点 検 項 目		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
					既 存 不 適 格		
(39)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況					
(40)		採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(41)		換気のための開口部の面積の確保の状況					
(42)		換気設備の設置の状況					
(43)		換気設備の作動の状況					
(44)		換気の妨げとなる物品の放置の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(46)		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(48)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等							
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下	幅員の確保の状況					
(3)		物品の放置の状況					
(4)	出入口	出入口の確保の状況					
(5)		物品の放置の状況					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)		物品の放置の状況					
(10)		避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	直通階段の設置の状況					
(12)		幅員の確保の状況					
(13)		手すりの設置の状況					
(14)		物品の放置の状況					
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙壁の作動の状況				
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			自然排煙口の維持保全の状況				
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況				

番号	点 検 項 目			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(32)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)			非常用エレベーターの作動の状況				
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)	非常用の照明装置の作動の状況						
(40)	照明の妨げとなる物品の放置の状況						
6 その他							
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7 上記以外の点検項目							
(1)	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)			扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)			固定の状況				
(5)			人の通行の用に供する部分に設ける扉の作動の状況				
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月			

- (注意)
- [1]

この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- [2]

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3]

「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4]

該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5]

「点検結果」欄は、表2-2-1（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6]

「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-1（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7]

「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8]

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9]

7「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第二の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- [10]

「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11]

配置図及び各階平面図を点検様式1－3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12]

要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。

点検結果表

（建築物の敷地及び構造）事務所等【階数が３以上で延べ面積が２００㎡を超え、階数４以下又は延べ面積１，０００㎡以下】

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格			
	代表となる点検者						
	その他の点検者						
建物番号							
番号	点 検 項 目			点検結果			備考
				指摘なし	要是正	既 存 不 適 格	
1 建築物の内部							
(1)	堅穴区画	堅穴区画の状況					
(2)		堅穴区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(3)				令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(4)	準耐火構造の壁（堅穴区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能の確保の状況					
(5)		部材の劣化及び損傷の状況					
(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(7)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(8)	準耐火構造の床（堅穴区画を構成する床に限る。）	準耐火性能の確保の状況					
(9)		部材の劣化及び損傷の状況					
(10)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(11)	防火設備（堅穴区画を構成する防火設備に限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況					
(12)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況					
(13)	照明器具、懸垂物等	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況					
2 避難施設							
(1)	令第120条第２項に規定する通路		令第120条第２項に規定する通路の確保の状況				
(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(4)		物品の放置の状況					
(5)	直通階段	避難器具の操作性の確保の状況					
(6)		直通階段の設置の状況					
(7)		幅員の確保の状況					
(8)		手すりの設置の状況					
(9)		物品の放置の状況					
(10)	階段各部の劣化及び損傷の状況						
3 上記以外の点検項目							

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- [1] この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が１人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-1（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-1（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。

- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 7「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第二の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになって
- [11] 配置図及び各階平面図を点検様式1－3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。

- [9] 7「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第二の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合
- [11] 配置図及び各階平面図を点検様式1－3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1－4の様式に従い添付してください。

点 検 結 果 図（建築物の敷地および構造）

	番号	点検項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)	敷地内の通路
	(6)から(7)	塀
	(8)から(9)	擁壁
	2	建築物の外部
	(1)から(2)	基礎
	(3)から(4)	土台（木造に限る。）
	(5)から(18)	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面
	(2)から(5)	屋上回り（屋上面を除く。）
	(6)から(7)	屋根
	(8)から(9)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）
	4	建築物の内部
	(1)から(5)	防火区画
	(6)から(16)	壁の室内に面する部分
	(17)から(22)	床
	(23)から(25)	天井
	(26)から(33)	防火設備
	(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
	(36)から(41)	居室の採光及び換気
	(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第2項に規定する通路
	(2)から(3)	廊下
	(4)から(5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
	(11)から(23)	階段
	(24)から(29)	排煙設備等
	(30)から(40)	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6)から(9)	煙突
	7	上記以外の点検項目

注)配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真
(敷地・構造)

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式1－2の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
 - [4] 「点検結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

様式－１ 建築設備

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】			
【イ. 階数】	地上	階	地下
【ロ. 建築面積】	㎡		
【ハ. 延べ面積】	㎡		
【ニ. 点検対象建築設備】 ☐ 換気設備 ☐ 排煙設備 ☐ 非常用の照明装置 ☐ 給水設備及び排水設備			
【2. 確認済証交付年月日等】			
【イ. 確認済証交付年月日】	年	月	日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】	☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()		
【ハ. 検査済証交付年月日】	年	月	日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】	☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()		
【3. 点検日等】			
【イ. 今回の点検】	年	月	日実施
【ロ. 前回の点検】	☐ 実施 (年 月 日報告) ☐ 未実施		
【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】	☐ 有 ☐ 無		
【4. 換気設備の点検者】			
(代表となる点検者)			
【イ. 資格等】	() 建築士	() 登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
(その他の点検者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【5. 換気設備の概要】			
【イ. 無窓居室】	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無		
【ロ. 火気使用室】	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無		
【ハ. 居室等】	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無		
【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】	☐ 個別パッケージ ☐ 全空気 ☐ ヒートポンプ ☐ ファンコイルユニット併用 ☐ その他 ()		
【ホ. 防火ダンパーの有無】	☐ 有 ☐ 無		
【6. 換気設備の点検の状況】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無		
【7. 換気設備の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	☐ 有 ☐ 無		
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☐ 無		
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし		

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法☐ その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無【ホ. 居室等】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無【ヘ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無

【10. 排煙設備の点検の状況】【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】			
【イ. 照明器具】	☐ 白熱灯（ 灯） ☐ 蛍光灯（ 灯） ☐ その他（ 灯）		
【ロ. 予備電源】	☐ 蓄電池（内蔵形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯） ☐ 蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯） ☐ 自家用発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯） ☐ 蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯） ☐ 無		
【14. 非常用の照明装置の点検の状況】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無		
【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	☐ 有 ☐ 無		
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☐ 無		
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定） ☐ 予定なし		
【16. 給水設備及び排水設備の点検者】			
（代表となる点検者）			
【イ. 資格】	（ ）建築士	（ ）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】	（ ）建築士事務所	（ ）知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
（その他の点検者）			
【イ. 資格】	（ ）建築士	（ ）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】	（ ）建築士事務所	（ ）知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【17. 給水設備及び排水設備の概要】			
【イ. 飲料水の配管設備】	☐ 給水タンク（ 基 m ³ ） ☐ 貯水タンク（ 基 m ³ ） ☐ その他（ ）		
【ロ. 排水設備】	☐ 排水槽（ ☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽 ☐ 雨水槽・湧水槽） ☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他（ ）		
【ハ. 圧力タンクの有無】	☐ 有 ☐ 無		
【ニ. 給湯方式】	☐ 局所式 ☐ 中央式		
【ホ. 湯沸器】	☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器 ☐ その他（ ）		
【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無		
【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	☐ 有 ☐ 無		
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☐ 無		
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定） ☐ 予定なし		
【20. 備考】			

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1 欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2 欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第 87 条の 2 及び同法第 88 条第 2 項の規定により準用して適用される同法第 6 条第 1 項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3 欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4 欄から 19 欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の 20 分の 1 未満となる居室（建築基準法第 28 条第 3 項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する居室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 5 欄の「ニ」並びに 17 欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の 1 欄、2 欄、3 欄又は 4 欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄、11 欄、15 欄又は 19 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三

面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑳ 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

3. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

様式2 建築設備

点検結果表
(換気設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格			
	代表となる点検者						
	その他の点検者						
建物番号							
番号		点 検 項 目 等	指摘 なし	点 検 結 果		備 考	
				要是正	既 存 不 適 格		
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機 械 換 気 設 備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の侵入等の防止措置の状況				
(2)			給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)			各室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			各室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)			風道の取付けの状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機又は排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)			各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(10)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量				
(11)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(12)	中 央 管 理 方 式 の 空 気 調 和 設 備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)			空気調和設備の運転の状況				
(15)			空気ろ過器の点検口				
(16)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		空気調和設備の性能	各室内の温度				
(18)			各室内の相対湿度				
(19)			各室の浮遊粉じん量				
(20)			各室の一酸化炭素含有率				
(21)			各室の二酸化炭素含有率				
(22)			各室の気流				
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	機 械 自 然 換 気 及 換 気 設 備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況					
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(11)	機 械 換 気 設 備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(12)		換気扇による換気の状況					
(13)		給気機又は排気機の設置の状況					
(14)		機械換気設備の換気量					
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等							
(1)	防 火 ダ ン パ ー 等	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					

番号	点 検 項 目 等	点 検 結 果			備 考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
4 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

（注意）

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

様式 2－1（A 4） 法第28条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名*注1	必要有効換気量 (m3/h)	換 気 方 式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判 定
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。

注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注3) 換気状況の評価欄には、外気取入口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。

- ・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。
- ・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。
- ・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。
- ・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

様式 2－2（A 4） 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番（場所）	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要有効換気量（m ³ /h）	開口面積（m ² ）	測定風速*注（m/s）	測定風量（m ³ /h）	判 定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 測定風速欄には、原則的に測定した箇所平均風速を記入する。

様式 2 建築設備

点検結果表
(排煙設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格			
	代表となる点検者						
	その他の点検者						
建物番号							
番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
1 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			煙排出口の設置の状況				
(4)			煙排出口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の設置の状況				
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）					
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の設置の状況				
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)			煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)			給気風道の取付けの状況				
(43)		防煙壁の貫通措置の状況					
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(45)			給気風道との接続の状況				

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考	
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
(46)	特 殊 排 煙 な 設 備 の 構 造	特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					
(47)			作動の状況					
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					
(49)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(50)		特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
(51)			吸込口の周囲の状況					
(52)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況					
2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー								
(1)	特別避難階段の階段室又は付室 及び非常用エレベーターの昇降 路又は乗降ロビーに設ける排煙 口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					
(2)			給気口の周囲の状況					
(3)	加 圧 防 排 煙 設 備	排煙風道（隠蔽部分 及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況					
(4)			排煙風道の取付けの状況					
(5)			排煙風道の材質					
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況					
(7)			給気口の取付けの状況					
(8)			給気口の手動開放装置の設置の状況					
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況					
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況					
(11)			給気口の開放の状況					
(12)		給気風道（隠蔽部分 及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況					
(13)			給気風道の取付けの状況					
(14)			給気風道の材質					
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況					
(16)			給気風道との接続の状況					
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況					
(18)			給気送風機の作動の状況					
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置					
(22)			吸込口の周囲の状況					
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況					
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速					
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置					
(26)			空気逃し口の周囲の状況					
(27)			空気逃し口の取付けの状況					
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況					
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置					
(30)			圧力調整装置の周囲の状況					
(31)			圧力調整装置の取付けの状況					
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況					
3 令第126条の2第1項に規定する居室等								
(1)		可 動 防 煙 壁	手動降下装置の作動の状況					
(2)	手動降下装置による連動の状況							
(3)	煙感知器による連動の状況							
(4)	可動防煙壁の材質							
(5)	可動防煙壁の防煙区画							
(6)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況							

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
4 予備電源							
(1)	自家用 発電装置	自家用発電装置等の 状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)			絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の 性能	電源の切替えの状況				
(14)			始動の状況				
(15)			運転の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エ ンジン	直結エンジンの 外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況				
(23)			Vベルト				
(24)			接地線の接続の状況				
(25)			絶縁抵抗				
(26)		直結エンジンの 性能	始動及び停止の状況				
(27)	運転の状況						
5 上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

- （注意）
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(2/4)第二（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(2/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

- [10] 5「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあってても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

様式 2－3（A 4） 排煙風量測定記録表

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量			
			最大防煙区画面積	㎡× 1 or 2 = m3/min			
2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (㎧³/min)		規定風量 (㎧³/min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	排 煙 機					判 定	
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (㎧³/min)	規定風量 (㎧³/min)		
							指摘なし・要是正
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え				
	有 ・ 無		指摘なし・要是正				

注1) 測定風速欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大防煙区画面積に相当するエントランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開放した後、排煙機の煙排出口風量のみを測定し判定を行う。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

様式2 建築設備

点検結果表
(非常用の照明装置)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先		資 格	
	代表となる点検者					
	その他の点検者					
建物番号						
番号	点 検 項 目 等		指摘 なし	点検結果		備考
				要是正	既 存 不適格	
1 照明器具						
(1)	非常用の 照明器具	使用電球、ランプ等				
		照明器具の取付けの状況				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照 度	照度の状況				
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配 線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び 充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄 電 池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6 自家用発電装置						
(1)	自 家 用 発 電 装 置	自家用発電装置等の 状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)	自家用発電装置等の 性能		電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			音、振動等の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			

番号	点 検 項 目 等	点 検 結 果			備 考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
7 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月

- （注意）
- [1]

この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2]

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3]

「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4]

点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5]

該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6]

「点検結果」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7]

「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8]

「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9]

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10]

7「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- [11]

「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12]

要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

様式 2－4（A 4） 非常用の照明装置の照度測定表

測定日時	年 月 日	測定機器 メーカー名		型式番号等	
	午後・午前 時 分				
測定方法*注1					
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判定	
	階	部屋・廊下等			
白熱灯				指摘なし・要是正	
蛍光灯				指摘なし・要是正	
LEDランプ（自動検査機能なし）					
LEDランプ（自動検査機能あり）					
その他（ ）				指摘なし・要是正	

(別紙)

階 別	測 定 場 所	測 定 位 置 ^{*注2}	光源の種類 ^{*注3}	照 度 (lx)	判 定
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正
					指摘なし・要是正

注 1) 測定方法欄には、暗所測定、外光遮断の旨を明記すること。

注 2) 測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。

注 3) 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯、LEDランプ（自動検査機能なし）、LEDランプ（自動検査機能あり）その他の別及び電池内蔵のものにあつては、（内）と付す。

注 4) 「照度」欄には、自動検査機能を有していない場合は、照度の値を記入し、自動検査機能を有するものにあつては、「－」を記入する。

様式2 建築設備

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

		点検の実施日		年		月		日	
点検者			氏 名		所属又は勤務先		資 格		
		代表となる点検者							
		その他の点検者							
建物番号									
番号	点 検 項 目 等				点検結果			備考	
					指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
1 飲料用の配管設備及び排水設備									
(1)	（隠蔽部分及び埋設部分を除く。） 飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況							
(2)		配管の腐食及び漏水の状況							
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況							
(4)		継手類の取付けの状況							
(5)		保温措置の状況							
(6)		防火区画等の貫通措置の状況							
(7)		配管の支持金物							
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況							
(9)		止水弁の設置の状況							
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況							
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況							
2 飲料水の配管設備									
(1)	飲料用及び貯給水タンク並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況							
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況							
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況							
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況							
(5)		給水ポンプの運転の状況							
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況							
(7)		給水タンク等の内部の状況							
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況							
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況							
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況							
(11)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造							
3 排水設備									
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ							
(2)		排水槽の通気の状況							
(3)		排水漏れの状況							
(4)		排水ポンプの設置の状況							
(5)		排水ポンプの運転の状況							
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況							
(7)	排水再利用（配管設備を含む。）	雑用水の用途							
(8)		雑用水給水栓の表示の状況							
(9)		配管の標識等							
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況							
(11)		消毒装置							
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況							
(13)	その他	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況						
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況						

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
(15)	その他	排水管	公共下水道等への接続の状況				
(16)			雨水排水立て管の接続の状況				
(17)			排水の状況				
(18)			掃除口の取付けの状況				
(19)			雨水系統との接続の状況				
(20)			間接排水の状況				
(21)		通気管	通気開口部の状況				
(22)	通気管の状況						
4 上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

- (注意)
- [1]

この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2]

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3]

「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4]

点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5]

該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6]

「点検結果」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7]

「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8]

「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9]

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10]

4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11]

「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12]

要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

別添 2 様式

関係写真
(建築設備 (昇降機を除く))

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3-2-1～3-2-4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
 - [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

様式－１ 防火設備

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】			
【イ. 階数】	地上	階	地下
【ロ. 建築面積】	㎡		
【ハ. 延べ面積】	㎡		
【2. 確認済証交付年月日等】			
【イ. 確認済証交付年月日】	年	月	日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】	□建築主事 □指定確認検査機関 ()		
【ハ. 検査済証交付年月日】	年	月	日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】	□建築主事 □指定確認検査機関 ()		
【3. 点検日等】			
【イ. 今回の点検】	年	月	日実施
【ロ. 前回の点検】	□実施 (年 月 日報告) □未実施		
【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】	□有 □無		
【4. 防火設備の点検者】			
(代表となる点検者)			
【イ. 資格等】	() 建築士	() 登録第	号
	防火設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
(その他の点検者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
	防火設備検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 所属又は勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【5. 防火設備の概要】			
【イ. 避難安全検証法等の適用】			
□階避難安全検証法 (階)			
□全館避難安全検証法			
□その他 ()			
【ロ. 防火設備】			
□防火扉 (枚) □防火シャッター (枚)			
□耐火クロススクリーン (枚) □ドレンチャー (台)			
□その他 (台)			
【6. 防火設備の点検の状況】			
【イ. 指摘の内容】	□要是正の指摘あり (□既存不適格) □指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	□有 (年 月に改善予定) □無		
【7. 防火設備の不具合の発生状況】			
【イ. 不具合】	□有 □無		
【ロ. 不具合記録】	□有 □無		
【ハ. 改善の状況】	□実施済 □改善予定 (年 月に改善予定)		
	□予定なし		
【8. 備考】			

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2 欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3 欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3 欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4 欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4 欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4 欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4 欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 67 条の 2、第 67 条の 4 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 5 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には 7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には 7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。
3. 第三面関係
- ① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の 6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

様式2 防火設備

点検結果表
(防火扉)

点検の実施日 年 月 日

点検者			氏 名	所属又は勤務先	資格		
		代表となる点検者					
		その他の点検者					
建物番号							
番号			点 検 事 項	点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)			危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)			スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)			結線接続の状況				
(10)			接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)		総合的な作動の状況		防火扉(常閉防火扉を除く)の閉鎖の状況			
(17)	防火区画の形成の状況						
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月
仕様書別紙に記載の数		点検対象数		点検実施数		備 考	

- (注意)
- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4－3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4－3の様式は点検様式4－2－2、点検様式4－2－3又は点検様式4－2－4の各々の点検様式4－3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4－4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4－3の様式に明記してください。

様式2 防火設備

点検結果表
(防火シャッター)

点検の実施日 年 月 日

点検者			氏 名	所属又は勤務先		資格	
		代表となる点検者					
		その他の点検者					
建物番号							
番号	点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果			備考	
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)	防 火 シ ャ ャ ャ タ ー	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況					
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供 する部分に設ける防 火シャッターに係る ものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)	危害防止装置用予備電源の容量の状況						
(13)	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況						
(14)		作動の状況					
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(23)			容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)			防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	
仕様書別紙に記載の数		点検対象数		点検実施数		備 考	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- [10] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [13] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

様式2 防火設備

点検結果表
(耐火クロススクリーン)

		点検の実施日		年	月	日	
点検者		氏 名	所属又は勤務先		資格		
	代表となる点検者						
	その他の点検者						
建物番号							
番号	点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果			備 考	
			指摘 なし	要 是 正	既 存 不 適 格		
(1)	耐 火 ク ロ ス ス ク リ ー ン	設置場所の周囲状況				閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況				
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供 する部分に設ける防 火シャッターに係る ものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況				
(12)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置				
(13)			感知の状況				
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(15)			結線接続の状況				
(16)			接地の状況				
(17)			予備電源への切り替えの状況				
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(19)			容量の状況				
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況					
(23)		防火区画の形成の状況					
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月		
仕様書別紙に記載の数		点検対象数	点検実施数	備 考			

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

様式2 防火設備

点検結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者			氏 名	所属又は勤務先	資格		
		代表となる点検者					
		その他の点検者					
建物番号							
番号	点 検 項 目	点 検 事 項	指摘 なし	点検結果		備考	
				要是正	既 存 不適格		
(1)	ドレン チャー 等	設置場所の周囲状況	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況				
(4)		排水設備	排水の状況				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)			給水装置の状況				
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			ポンプ及び電動機の状況				
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況				
(15)	連動 機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)			結線接続の状況				
(19)			接地の状況				
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動作動装置	設置の状況				
(24)		手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況				
(26)			防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	
仕様書別紙に記載の数		点検対象数	点検実施数	備 考			

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

注) 各階平面図を添付し、点検の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4-2-1～4-2-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。